

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年4月22日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所 新潟拠点長 永澤 亨

1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 中型いか釣り漁船による海洋観測等請負業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期限 令和4年3月8日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、各単価にそれぞれ予定数量を乗じた金額を記載すること。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「調査・研究」又は「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書の交付を受けること。）

① 直接交付
新潟県新潟市中央区水道町1丁目5939番地22
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所 新潟拠点 管理チーム
電話 025-228-0451
FAX 025-224-0950

② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「中型いか釣り漁船による海洋観測等請負業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

③ メールによる交付
任意書式に「中型いか釣り漁船による海洋観測等請負業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和3年5月13日までに上記3.あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質

をとりま、め、回答は入札説明書受領者全員に対して行
 うとにも、当に代、構のホムページにて公表することにより
 入札説明、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、
 同様に、対応する。内容に個人に関する情報であって特定の個
 人を識別し得る記述がある場合は、当該箇所を伏せ
 害するおそれのある記述を公表せず、質疑者のみに回答す
 ることとする。

5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 令和3年5月19日 14時00分
 新潟県新潟市中央区水道町1丁目5939番地22
 国立研究開発法人水産研究・教育機構
 新潟庁舎 会議室
- (2) 郵便による入札書の 令和3年5月18日 17時00分
 受領期限及び提出場所 3. ①に同じ。

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて 日本語及び日本国通貨。
 使用する言語及び通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書
 及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札
 を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書
 写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先 当該先
 次の①及び②にいずれにも該当する契約先
 ① 当該機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相
 当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として
 再就職していること
 ② 当該機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
 ※注2
 なお、「当該機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発
 法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。名称を有する
 ※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する
 者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与
 える者と認められる者を含む。
 ※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げ
 られた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実
 績による。
- (2) 公表する情報 上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約
 締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
 ① 当該機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当該機構OB）の人数、職名及び当
 機構における最終職名
 ② 当該機構との間の取引高
 ③ 総売上高又は事業収入に占める当該機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれ
 かに該当する旨
 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
 ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当該機構に提供していただく情報
 ① 契約締結日時点で在職している当該機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機
 構における最終職名等）
 ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当該機構との間の取引高
- (4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他
当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認ください。また、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をなさるので、ご了解願います。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

1. 件 名 中型いか釣り漁船による海洋観測等請負業務
(大臣許可指定漁業「いか釣り漁業」)
2. 業務目的 本業務は、水産庁委託事業「水産資源調査・評価推進委託事業」の遂行のため、海洋環境に対応したスルメイカの漁獲特性（漁期、漁場位置、魚体サイズ、CPUE等と水温の関係）を把握することにより、スルメイカの資源評価の信頼性向上に資することを目的とする。このため、スルメイカを漁獲する主要な漁業種類である中型いか釣り船において、スルメイカおよびケンサキイカを対象とした漁期中に、漁場の鉛直水温プロファイルと漁獲量および魚体サイズ情報を収集することを目的とする。なお、ケンサキイカ操業中にもスルメイカがしばしば混獲されるため、ケンサキイカ操業に関する情報も併せて収集する。
3. 業務場所 日本海、東シナ海、太平洋、オホーツク海における漁場
4. 業務期限 令和 4 年 3 月 8 日
5. 予定数量 ①水温鉛直プロファイルデータ 約 1,200 件
②1 日（1 晩）あたりのスルメイカおよびケンサキイカの銘柄別漁獲量（箱数）
約 1,200 件
(漁船 10 隻× 20 日×6 ヶ月（1 隻あたり 6 ヶ月間観測を行う場合）
天候等により操業日数に変動があるため、件数には増減があり得る。
6. 業務内容
 - 1) 本業務は、「3. 業務場所」のいか釣り漁業における操業位置の水温鉛直プロファイルデータ（深度 100 m 以深まで）と 1 日（1 晩）あたりのスルメイカおよびケンサキイカの銘柄別漁獲量（入り尾数別箱数）を収集し、情報を送信する業務である。
 - 2) 本業務を実施するいか釣り船の条件：大臣許可による指定漁業「いか釣り漁業」の許可を持つ漁船であること。海上からでも陸上へ情報を送信できる無線通信機器等を有すること。
 - 3) 本業務を実施する漁船を、10 隻選定する。なお、いか釣り漁船の漁獲情報を可能な限り、「3. 業務場所」の範囲を広く収集できるよう、調査を実施する漁船が特定の船団に極端に偏って選定されないことがないように配慮すること。
 - 4) 水温鉛直プロファイルデータの収集には、(一社) 漁業情報サービスセンター（以下、JAFIC という。）から貸与される水温計を使用する。調査中等、通常の使用の範囲内において、本機材を破損・紛失等した場合、業務請負業者や調査実施漁船にその責任を負うことを求めない。ただし、常軌を逸した取り扱いによる破損・紛失等の場合においては、その責を求める場合がある。なお、本機材の破損・紛失等により水温データ収集の継続が困難となった場合は、

速やかにその旨を JAFIC に報告し、機材の送付・交換等、JAFIC の指示に従って対応すること。

- 5) 観測を実施する漁船では、操業前において、貸与した調査機材により、表面付近から深度 100m 以深までの水温データを収集する。深度 100m までの水温情報を確実に収集するため、吊り索を 120m 以上繰り出すことを基本とする。流況、風浪等を考慮し、必要に応じて吊り索長を適宜調整すること。海底までの距離が短い場合（100 m 以浅などの浅海の場合）は、吊り索の繰り出し長を海底までの距離マイナス 5 m 程度までにして、観測機器が着底することがないように扱うこと。
- 6) 測定は、測器を降ろす際に行うため、測器はなるべく 1 秒に 1m 以下の速度で降ろすこと。なお、巻き上げ時の速度は問わない。
- 7) 収集する情報とその送信方法は下記の通りとする。
 - ①水温鉛直プロファイルデータ：無線通信機器等により、JAFIC へ送信する。
 - ②1 日（1 晩）あたりのスルメイカおよびケンサキイカの銘柄別漁獲量（箱数）：無線通信機器、メール、FAX 等により、JAFIC へ送信する。①の観測点と照合できるよう、船名、日時、位置情報（緯度・経度）も併せて報告する。トラブル等があった場合は、入港時にまとめて送信してもよい。
- 8) JAFIC により、7) ①および②の整理されたデータを、1 週間程度の間隔でまとめて水産研究・教育機構新潟庁舎（以下、新潟庁舎）の担当職員へ送信され、担当職員が検査を行い、完了とする。なお、JAFIC の問題により新潟庁舎へのデータ送信が遅れた場合は、責任は求めない。
- 9) 単価の設定方法：本業務では、銘柄別漁獲量データと水温鉛直プロファイルデータを収集するが、水温鉛直プロファイルを計測する機器が故障した場合は銘柄別漁獲量データのみを収集する。このため、単価については、収集するデータ種類ごとに設定する。すなわち、下記の①と②に対して、それぞれ単価を設定する。ある操業地点における情報としては、①と②が揃うことが前提ではあるが、機器の故障や早期での漁場移動などの影響でデータが①または②の片一方のみとなった場合は、その片一方の単価に相当する支出を行うこととする。
 - ①水温鉛直プロファイルデータ（表面～100m 以深または海底付近まで、JAFIC から貸与する機器により計測した結果）
 - ②1 日（1 晩）あたりのスルメイカおよびケンサキイカの銘柄別漁獲量（入り尾数別箱数）

7. その他 詳細については担当職員の指示に従い、実施するものとする。